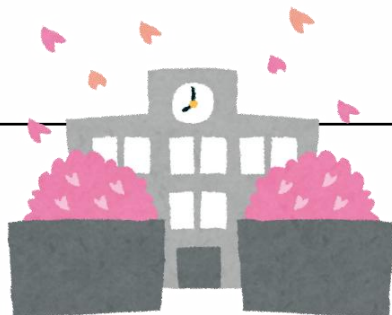


新入学児童生徒学用品費等 の入学前支給のお知らせ

白岡市では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者のかたに、学校給食費、学用品費など就学に必要な経費の一部を援助しています。

令和9年度に、小学校に入学予定の児童がいる世帯のうち、要件に該当する保護者のかたに、ランドセルなど入学に必要な学用品等の準備費用として「新入学児童生徒学用品費等」をお子様の小学校入学前に支給いたします。



- ※ 入学前支給を受けるためには、申請が必要です。
- ※ 今年度、上のお子様で就学援助の認定を受けているかたも、申請が必要となります。

白岡市教育委員会

1 入学前支給の対象となるかた

次の(1)から(3)のすべてに該当するかたが対象となります。

(1) 白岡市内にお住まいのかた。

※ 小学校入学前に、白岡市外に転出される予定のかたは除きます。

(2) 令和9年度に、白岡市内の小学校に入学予定のお子様がいるかた。

(3) 次のア又はイのいずれかに該当するかた。

ア 令和8年度に次のいずれかの措置を受けた方

(ア) 生活保護の停止又は廃止

(イ) 児童扶養手当の受給

⇒ 2(3)の「A」をご覧ください。

(ウ) 世帯全員の住民税が非課税

⇒ 2(3)の「B」をご覧ください。

イ 保護者と生計を同じくする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下であるかた。

⇒ 2(3)の「C」をご覧ください。

※ 生活保護を受給されているかたは、生活保護から「入学準備金」が支給されますので、入学前支給の申請はできません。

《認定となる所得額の目安》

上記「(3)ーイ」の条件に該当する場合

家族構成（年齢）の例	世帯の所得額の目安
母(38)、子(10)	およそ230万円
父(41)、母(38)、子(10・8)	およそ330万円
祖母(65)、父(41)、母(38)、子(14・10・8)	およそ450万円

※ 上記の所得額は、家族構成（年齢）、住宅の状況（持家か賃貸か）、その他の要件（課税状況、社会保険料）等により異なるため、目安としてご覧ください。

※ 事前に認定の可否をお答えすることはできません。

2 申請に必要な書類



(1) 「新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書」

市公式ホームページでダウンロードすることができます。

(2) 振込先口座（保護者本人名義）の確認できる通帳等

(3) 以下の添付書類

A 生活保護の停止又は廃止、児童扶養手当の受給を受けたかた

○生活保護の停止又は廃止⇒「保護停止（廃止）決定通知書の写し」

○児童扶養手当を受給 ⇒「児童扶養手当証書の写し」

※児童扶養手当の全部支給停止を受けた場合、この要件では申請できません。

※児童扶養手当を受給申請中の場合、扶養手当の支給決定に日数を要する場合がありますので、下記「C」による申請をご検討ください。

B 世帯全員の住民税が非課税のかた

C 世帯全員の前年所得額が、生活保護基準の1.3倍以下のかた

令和8年1月1日時点で白岡市に住所のあるかたについては、世帯の課税情報を教育委員会から担当課に照会のうえ審査しますので、所得証明書類の添付は必要ありません。

なお、次の(ア)～(ウ)に該当するかたは、申請の際に下記の書類を別途ご用意ください。（※複数項目に該当する場合、それぞれの書類が必要となります。）

(ア) 令和8年1月2日以降に白岡市外から転入されたかた」

⇒1月1日時点で住所のあった市区町村が発行する、

「令和8年度の住民税課税所得証明書」 ※世帯員分全員（中学生以下を除く）

(イ) 賃貸住宅にお住まいのかた ⇒「賃貸借契約書等の写し」

申請書の住所欄にアパート名や県営住宅名と部屋番号を必ずご記入ください。

(ウ) 同じ住所（家屋）に2世帯以上が同居しているかた

⇒世帯で生計が異なる場合、各世帯の電気、水道又はガス料金の直近月の領収書 ※同じ住所（家屋）に2世帯以上が同居する場合、保護者と生計を同じくする世帯とみなします。

※(ア)～(ウ)の外、世帯状況により、別途書類をご用意いただく場合があります。

3 申請受付期間

令和8年9月1日（火）から10月30日（金）まで

4 申請受付場所

大山庁舎（白岡市荒井新田339）、
郵送又はテレビ窓口（健康増進課）
※郵送の場合は10月30日消印有効



5 審査結果の通知

12月中旬頃、申請者全員に結果をお知らせいたします。

6 入学前支給の時期

来年2月上旬の予定です。保護者の指定された口座に振り込みいたします（支給日の前に「入学前支給通知書」を保護者宛に送付いたします。）。

7 支給額 64,300円（対象児童一人当たり・定額）

8 その他

- (1) 小学校入学後に就学援助（給食費・学用品費等の支給）を受けたい場合は、令和9年3月以降に、改めて就学援助の申請書を提出してください。

※ 就学援助の案内は、入学説明会時に配付いたします。

- (2) 入学前支給を受けない場合でも、小学校入学後に就学援助の認定を受けた場合は、入学後に新入学児童生徒学用品費等を支給いたします。

- (3) 入学前支給の実施前に次のいずれかに該当した場合は、速やかに教育委員会へ届け出てください。

○婚姻等により世帯の状況（家族構成・収入等）が変わった。
○児童扶養手当が取消、終了又は全部支給停止となった。

- (4) 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けられた後に、市外へ転出した場合は、転出先の市区町村に、入学前支給を実施した旨を通知いたします。

- (5) 支給要件に該当しなくなった場合、認定が取り消されることがあります。

※認定を取り消した際に、入学前支給が行われている場合は、新入学児童生徒学用品費の返還を求めることがあります。

申請書の提出・就学援助に関する問い合わせ先

白岡市教育委員会 教育指導課 学務担当

住所 白岡市荒井新田339（大山庁舎）

電話 0480-92-1111

